

4. 自治会の役割

地域との親睦

自治会では体育活動やレクリエーション活動を通じて地域の親睦を図り、さらに、防犯・防災活動や交通安全活動など、住みよい環境づくりに努力しています。

そこでは、子どもたちからお年寄りまで世代を越えて交流でき、地域のつながりを強めていくという自治会の持つ最も大きな役割がなされています。

具体的には、自治会がシニアクラブ・子ども会に補助金などを出し、円滑な活動ができるよう最大限の援助・協力をしています。

広報誌等の配布

自治会では、市の委託を受けた自治連を通じて、広報やまと等の配布を行っています。

市が地域の人たちに情報を知らせる方法としては、自治会を通じた広報やまと等の配布や自治会掲示板へのポスター掲示のほか、お知らせ等の回覧があります。

- 広報やまと・・・・・・・・ 毎月1回(1日)発行。自治会を通じて各世帯に配布します。
市の主要施策や各種行事、お知らせ等を掲載しています。
- 自治会掲示板・・・・・・・ 掲示板は自治会活動のPRや大和市など関係機関からの
お知らせの情報伝達手段として重要な役割を担っています。
なお、今年度の改修・新設・移設・撤去の要望は7月末まで受け
付けています。申請用紙は市ホームページ「自治会連絡協議会
各種様式ダウンロード」のページからダウンロードできます。
- 回覧板・・・・・・・・・・・・ 回覧板は、地域や大和市のお知らせ文書などを各世帯に
回覧する手段として使われています。回覧板が不足する場合は、自治連(TEL:260-5130)までお問合せください。

広報誌等の配布ご担当者へのお知らせ

1. 広報やまと等の配布日時等について

広報やまと発行日（毎月1日）の2日前の午前8時30分から午後5時までに配送業者が配布ご担当者様にお届けします。（土、日、祝日にかかわらず。）

なお、交通事情や配送業者のルート変更などの関係で、発行号毎にお届け時間帯が異なる場合もございますので、ご了承ください。

注）1月号は、例外として12月28日にお届けします。ただし、12月28日が土日の場合は、その前の金曜日にお届けします。

2. 広報やまと等の配布部数の変更について

配布部数の変更については、自治会長にご報告のうえ、各号配布日の20日前を目安に、自治会連絡協議会事務局までご連絡ください。

3. 配布する際にご配慮いただきたい事項について

（1）広報やまと到着日（発行日の2日前）から1週間程度で、配布対象の皆さんに行き渡るよう配布をお願いいたします。

注）広報やまとは、原則、イベント開催日や申し込み締め切りが、発行日を含めて到着日より10日以上先の記事のみを掲載しています。

（2）広報やまとの配布は、ポストに入れる、または直接手渡すなど、配布対象の皆様のお宅に届く方法でお願いいたします。ポストに入れる場合は、できる限りポストからはみ出ないように入れてください。

注）マンション等のエントランスに広報やまとを置き、「ご自由にお取りください。」とするような配布方法は、お控えください。

4. 問合せ先について

内容		問合せ先
配布先・部数等の変更		自治会連絡協議会事務局 電話046-260-5130
配送や不在時の置き場所等		広報課広報係 電話046-260-5313
部数の不足 ・内容	広報やまと	それぞれ配布元である担当課 （配布物の宛名ラベルに記載）
	広報やまとと併せて配布されるもの	

防犯・防災

防犯・防災活動は、住民の生命や財産を守る重要な活動の一つであり日頃から継続した活動を実施することが大切です。

■防犯活動……………

自治会では、地域内の犯罪を防ぐため、防犯パトロールや防犯教室などを実施しています。

また、神奈川県が定める「安全・安心まちづくり旬間」（毎年10月11日～20日）には、自治会を中心に市内一斉防犯パトロールを行い、地域安全活動の浸透、防犯意識の高揚を図っています。

防犯物品購入費補助金

一定の条件を満たす防犯活動団体は、防犯活動に使用する帽子、ジャンパー、ベスト、腕章、のぼり旗などの購入経費に係る補助金を申請することができます。

詳細については、30ページ「防犯物品購入費補助金」をご覧ください。



<青色防犯パトロール>

一部自治会では、青色回転灯を装備した車両による青色防犯パトロールを行っています。

青色防犯パトロールカーは広範囲をパトロールできるほか、青色回転灯が遠くからでも目立ち、多くの人に活動をアピールできるため、犯罪抑止に加え住民の方の「体感治安」の向上につながっています。

青色防犯パトロールの実施方法や補助金（31、32ページに掲載）については、生活あんしん課（TEL：260-5048）へお問合せください。

■地域安全活動重点地区・・・

地域安全活動重点地区は自治連の理事選出ブロック単位で市防犯協会から毎年指定されるもので、単独の自治会で活動するということはありません。これは、地域内での自主防犯に繋がる防犯運動を積極的に展開するもので、防犯意識の啓発を目的としています。この地区に指定された地域は積極的に防犯活動に取り組んでいます。

■防犯灯・・・・・・・・

防犯灯の新設要望については、毎年1回夏季に生活あんしん課が要望調整を行いますので近所で暗くて危険な場所があるときは、自治会長が生活あんしん課に規定の様式で申請してください。

なお、不点灯などの不具合を発見された場合は、

①防犯灯の所在地

②貼付された防犯灯管理プレートの6桁の管理番号

をご確認の上、次のいずれかの方法により生活あんしん課までご連絡ください。



防犯灯管理プレート(6桁の管理番号)

●TEL:260-5048

(受付日時:平日8:30~12:00、13:00~17:00)

●FAX:260-5138

●お問合せフォーム:市ホームページ「トップページ」→
「組織の紹介」→「生活あんしん課へのお問い合わせ
(外部リンク)」→「【大和市】お問合せフォーム
(生活あんしん課)」から送信

■自主防災組織……

突然発生する大地震などの災害に備えて、被害を最小限度に食い止めるには、地域住民の連携に基づく共助による防災活動が重要です。市では自治会単位で自主防災組織の設置をお願いしています。

自主防災組織の結成や活動については、危機管理課（TEL：260-5777）へお問合せください。

組織の現状

令和6年4月現在 150 の単位自治会で組織されており、災害に備えて消火訓練や炊き出し訓練、活動用資機材の整備などを行っています。

自主防災組織の長に変更が生じた場合は、危機管理課へ自主防災組織編成（変更）届出書を提出してください。

防災資機材購入補助

市では、自主防災組織が防災活動上必要となる防災資機材の購入費用や、それらを保管するための倉庫設置費用などに対して補助金を交付しています。（詳細は24ページに掲載）

交通安全

安全で安心なまちづくりには、一人ひとりの協力が不可欠です。

自治会での交通安全活動は、交通指導員の方を中心に行われています。児童の登校時の安全確保や、高齢者、子どもの自転車教室など交通安全意識の高揚と、交通事故の減少に非常に役立っています。

■交通安全運動……

日常は登校時の街頭指導などが主なものですが、自転車の安全な乗り方の指導なども行っています。

また、地域内の事故多発地点に対する交通規制（標識や横断歩道等の路面標示、信号機）導入の警察要望などの活動も自治会が行っています。

クリーンキャンペーン

自治会では、「ごみが捨てられにくい、きれいなまち並み」を維持するために市民、事業者等の協力を得て、地域美化活動の推進を図っています。

クリーンキャンペーンの活動については、生活環境保全課（TEL：260-5498）へご相談ください。

■清掃の日………

毎年5月の最終日曜日に実施している市内一斉清掃です。市と自治連との合同で実施し、美化意識の高揚に努めています。

■例月まち並み清掃……

身近な地域の清掃活動です。道路・公園・広場・河川敷等をきれいにし、明るく清潔なまちにしましょう。（実施日は毎月最終日曜日を原則としていますが、各自治会の予定に合わせて行ってください。）

■美化推進月間………

11月は、大和市美化推進月間です。各種の美化・清掃活動を展開しますので、身近な清掃活動に積極的な参加をお願いします。

●ボランティア袋

市では、例月まち並み清掃などの清掃ボランティア用のごみ袋「ボランティア袋」を自治会等に配布しています。ボランティア袋は、そのまま家庭ごみの戸別収集日に出せます。

配布場所：生活環境保全課（市役所4階）、廃棄物対策課（環境管理センター）

配布枚数：自治会は、1回の申請で100枚まで

なお、ボランティア袋は、公共の場所のボランティア清掃ごみの排出に使用してください。自治会のお祭りごみの排出や、集合住宅の敷地内清掃には使用できませんので、ご注意ください。

また、「家庭の資源とごみの分け方・出し方」パンフレットP.21-22に掲載されている、特定家電4品目、パソコン、処理困難物については、ボランティア清掃で回収しません。

不法投棄を見かけた場合は、警察に通報、または生活環境保全課までご連絡ください。

資源分別回収事業

自治会では、資源の有効利用とごみの減量化、地球温暖化対策の啓発などを積極的に推進するため、資源分別回収事業に協力しています。資源分別回収に関する各種ご相談は、環境管理センター廃棄物対策課（TEL：269-7343）へお願いします。

■活動内容……………

A資源・B資源及びその他プラスチック製容器包装を、各家庭において分別、保管し、自治会単位で設置しているリサイクルステーションに持ち出すことにより、ごみの減量化・資源化に努めています。

自治会では、リサイクルステーションの設置申請や変更申請を行うほか、資源回収日の当番を決め分別指導を行うなど、リサイクルステーションの維持管理を行っています。

A資源…分類して束ねて出すもの

（新聞と折り込みチラシ、段ボール、雑誌・本・その他の紙、布類）

B資源…分類してコンテナやネットに入れるもの

（紙パック、紙製容器包装、空き缶・金物類（2品目）、空びん類（3品目）、ペットボトル、白色トレイ）

その他プラスチック製容器包装…透明・半透明の袋に入れて出すもの

（袋・ラップ類、パック・カップ類、プラスチック製のボトル類、緩衝材（エアーキャップ、発泡スチロールなど）、その他（ペットボトルのキャップとラベル、色付き発泡トレイなど）

■報奨金、維持管理費…

四半期ごとに市から自治会へ支払われます。

資源回収報奨金

- 紙類（紙製容器包装を除く）及び布類→3円/kg
- 空き缶・金物類、空びん類、ペットボトル及び白色トレイ→2円/kg

リサイクルステーション維持管理費

- B資源を回収するリサイクルステーション（ただし、30世帯以上の利用があるものに限る）に対して、1ヶ所あたり月額4,000円が支払われます。

各種会費及び募金

会費徴収及び募金活動は、各団体が自治連を通じて、自治会に協力をお願いしていますが、あくまで善意の活動であり、強制されるものではありません。

■社会福祉協議会会費・・・

社会福祉協議会は、福祉に関する様々な生活課題を地域住民や福祉関係者の協働によって解決していこうという住民参加が基本の団体です。その住民参加の一形態として、会員制度を設けています。

市社協会員会費は、ボランティア活動の育成、福祉情報の提供、そして地区社協活動の支援などに使われています。会費は一般会員が一世帯あたり年額300円、賛助会員が一口1,000円、特別会員が一口5,000円となっています。会員募集は毎年行っています。

(社会福祉協議会 TEL:260-5633)

■赤い羽根共同募金・・・

毎年10月1日から12月31日まで行われる人々の「たすけあいの心」をつなぐ募金活動です。一般募金と年末たすけあい募金にわかれています。

(県共募大和市支会(社会福祉協議会)TEL:260-5633)

一般募金

地域福祉の推進を図るため、社会福祉施設等に配分することを目的とした募金で、毎年10～12月に行われます。社会福祉施設等では施設を整備するための資金に使われます。

年末たすけあい募金

地域に密着した福祉団体等を支援するための募金です。福祉系のNPO法人や地域の福祉活動を推進している団体、そして自主的な活動を行っている当事者団体等に配分しています。募金活動は一般募金に併せて毎年10～12月に行われます。

■赤十字会員増強運動・・・

日本赤十字社では、人類の平和と福祉のために様々な事業を行っています。地域的な活動として、災害見舞金、援護物資の支給などを行っており、これらの事業資金は会費や寄付によりまかなわれています。会費は1世帯あたり500円を目安としており、増強運動月間は5月に行われます。

(健康福祉総務課 TEL:260-5604)

自治連が市から委託を受けている業務

■委託業務内容……

- 「広報やまと」や「議会だより」等の各戸配布
- 市のお知らせ、各種工事等の回覧
- 市の刊行物・ポスター等の掲示
- 各種委員等の推薦
- 各種工事の地元説明会の調整及び市事業の説明会や会議等の事業協力
- その他行政や他団体からの依頼事項

■委託金………

自治連は、委託業務内容が各自治会で滞りなく行われているかを確認し、市事務委託金を加入世帯数に応じて配分しています。

市事務委託金の積算内訳項目は、自治会活動推進分と自治会組織運営分です。各自治会の加入世帯数により算出しています。

①自治会活動推進分＝世帯割単価×世帯数

②自治会組織運営分＝「基本額」＋世帯割単価×世帯数

※連合自治会は基本額のみとなります。

①自治会活動推進分、②自治会組織運営分の世帯割単価は、その年により変動します。また、対象世帯数が、100世帯までの場合は、世帯割単価は積算されません。次の基本額のための金額になります。

☆自治会組織運営分「基本額」

対象世帯数	基本額
1～100	22,000
101～300	27,000
301～500	32,000
501～600	37,000
601～700	42,000
701～800	47,000
801～900	50,000
901～1,000	52,000
1,001以上	55,000
連合自治会	42,000

(令和6年4月現在)

自治会から委員を推薦している主な団体

自治会から推薦している委員と、その団体の活動内容を掲載しました。この団体のほか自治連では、民生委員・児童委員、地区体育振興委員などの推薦についても協力しています。

No.	団 体 名	推薦方法と団体の目的	市役所担当課
1	青少年指導員	自治連理事選出15ブロックより、120名を選出し教育委員会が依頼。任期は2年。 地域における青少年の自発的活動と、その育成活動を進めています。	こども・青少年課
2	健康普及員	自治連理事選出15ブロックより、72名を選出します。任期は2年。 地域に根ざした健康づくりを推進するためのリーダーとして活躍しています。	健康づくり推進課
3	交通指導員	自治連理事選出15ブロックより、57名（小学校区3人×19校）を選出し市長が協力依頼。任期は3年。 地域における諸行事の交通安全指導などを行います。	道路安全対策課
4	交通安全母の会理事	自治連理事選出15ブロックより、15名を選出します。任期は2年。 交通安全母の会連絡協議会理事会へ出席し運営に参加。地域での交通安全活動の推進を行います。	道路安全対策課